

令和6年度

# 中学校新入学の御案内

港区教育委員会

## 1 学校選択希望制について

区では、お住まいの住所地の通学区域の学校に就学することを原則としていますが、希望する場合には、入学する学校を選択できる「学校選択希望制」を実施しています。以下のとおり手続きをお願いいたします。

### (1) 対象者

区内に住所があり、令和6年4月に中学校へ入学する新1年生

※平成23年(2011年)4月2日生まれ～平成24年(2012年)4月1日生まれ

### (2) 学校選択希望票の提出締切 ※締切後の選択は一切できません。御注意ください。

**電子申請の締切 令和5年11月2日(木) 午後5時まで**

※選択希望の有無を確認するため、すべての方に提出をお願いしています。私立中学校等を受験予定の方も全員提出してください。

※電子申請が困難な方については、紙申請用の学校選択希望票を送付いたします。令和5年10月20日(金)までに学務課学事係へ御連絡をお願いします。

※紙申請の場合の締切・・・郵送：令和5年11月6日(月) 消印有効、窓口持参：令和5年11月6日(月) 午後5時 ※必ず区役所本庁舎7階学務課学事係へ提出してください。他の窓口では受付できません。

※消印の日付が有効でない場合や、締切までに提出されなかった場合、希望校が未記入の場合は、住所地の通学区域の中学校(指定校)への入学となりますので御注意ください。郵送で提出した場合、郵便事故による未着については、区は一切責任を負いません。締切間近に提出する場合は、区役所本庁舎7階学務課窓口へ御持参ください。

### 国立・都立・私立中学校等への入学が決定した場合

区立中学校以外への入学が決定した場合は、入学校から発行される「入学許可(承諾)書」の提出が必要となります。必ず2月中旬までに右記の二次元コードから電子申請で提出してください。

なお、区役所本庁舎7階学務課に郵送も可能です。

郵送先：〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 港区教育委員会事務局学校教育部学務課学事係宛



### (3) 提出内容を変更したい場合(電子申請・紙申請共通)

令和5年11月6日(月) 午後5時まで、学校選択希望票提出後、希望した学校の変更を受け付けます。電子申請された方も同様です。学務課学事係へ電話連絡後、本人確認書類を御持参の上、締切までに区役所本庁舎7階学務課窓口にて手続きを行ってください。締切後の変更はできません。

### (4) 学校を選ぶときのお願い

- ・通学について、徒歩又は電車・バスを利用してください。通学のための自転車の利用や車での送迎は禁止しています。通学は毎日のことですので、お子さんの通学にかかる負担等を考慮し、学校を選択してください。また、学校までの経路の安全性についても事前に確認してください。
- ・学校の特色等について、各学校のホームページや港区立小中学校学校案内冊子等を確認してください。
- ・学校の部活動は、担当教諭の人事異動や参加生徒数によって休部又は廃部となる場合があります。各学校の現在の部活動については、各学校へお問い合わせいただくか、港区立小中学校学校案内冊子を御覧ください。

- ・希望する中学校に入学することを目的とした虚偽の住民登録は絶対に行わないでください。なお、港区では、適正な就学のため居住実態の確認を行っています。このため、区職員が住民登録地へ訪問することがありますので、あらかじめ御了承ください。

## (5) 希望できる学校の範囲と受入れ可能数

通学区域の中学校（指定校）又はその他の港区立全中学校から**1校**を選択希望することができます。

学校選択希望制では、各学校の施設等の状況により、受入れ可能数※を定めています。入学希望者が受入れ可能数を超えた場合には、通学区域外からの入学希望者を対象に抽選を行うことがあります。**通学区域内の入学予定者数が受入れ可能数を上回ることが見込まれる場合は、通学区域外からの入学希望者の受入れができないことがあります。**

指定校	受入れ可能数※	指定校	受入れ可能数※
御成門	105	六本木	105
三田	140	高陵	105
高松	140	赤坂学園 赤坂	105
港南	140	青山	105
白金の丘学園 白金の丘	105	お台場学園 港陽	70

※受入れ可能数…通学区域内と通学区域外を合わせた入学可能人数です。

## (6) 学校選択希望票の集計結果と抽選実施校の公表

**令和5年11月30日(木)**に、港区ホームページ、区役所本庁舎7階学務課窓口、区立小中学校、区立幼稚園、区立保育園に掲示します。

## (7) 公開抽選

通学区域外からの希望が集中し、設定した受入れ可能数を超える希望があった学校は、補欠登録の順位を決める抽選を行うことがあります。抽選対象者には、抽選の詳細について記載した通知を送付いたします。

公開抽選は、12月上旬を予定しています。抽選結果は抽選対象者全員に通知しますので、必ずしも公開抽選に出席する必要はありません。過去の結果は、別紙「これまでの学校選択希望集計結果について」を御覧ください。

### ☆抽選の対象者は、通学区域外からの入学希望者のみです☆

- ・兄・姉が在籍する学校を選択希望しても、抽選になった場合は優先されません。
- ・同じ住所に住んでいる多胎児の方で選択希望が同一の場合は、抽選を一組として取り扱います。
- ・選択希望等で通学区域外の小学校に通学していた場合でも、中学校の指定校はお住まいの住所地の通学区域の中学校となります。そのため、通学区域外の中学校を選択希望し抽選対象となった場合は、抽選結果によっては選択希望した中学校に入学できないことがあります。

## (8) 補欠登録（抽選繰上げ待ち）期限

**令和6年2月29日（木）午後5時まで**が、補欠登録期限です。抽選結果の順位が補欠登録（抽選繰上げ待ち）順位となります。繰上げの御連絡は、2月中旬に開始する予定です。

国立・都立・私立中学校への入学決定等により入学辞退者が出て、受入れ人数に余裕が出た場合は、補欠登録順位が上位の方から繰上げ当選となります。繰上げ当選の電話連絡後、翌日の午前9時までに入学の意思確認ができない場合は辞退したものとみなすことがありますので、御注意ください。補欠登録期限内に繰上げができなかった場合には、原則として通学区域の指定校に入学となります（補欠登録期限後、受入れ人数に余裕が出ても繰上げは行いません）。

区立中学校へ入学しないことが決定した場合は、お早めに学務課学事係に御連絡ください。御連絡をいただくことで、抽選実施校への補欠登録の方を順次繰上げることができます。また、区職員が電話にて確認させていただくことがありますので御了承ください。

## (9) 補欠登録の辞退と再選択 ※抽選対象になっている方のみ該当

**令和6年2月29日（木）午後5時まで**は、補欠登録を辞退できます。補欠登録を辞退した場合は、**通学区域の指定校**に入学するか、**抽選実施校以外の学校で受入れ可能数に達していない学校**から再選択することができます。補欠登録を辞退し再選択を希望される方は、必ず学務課へ連絡し、**令和6年2月29日（木）午後5時まで**に手続きをしてください。期日を過ぎた場合は再選択できません。また、繰上げが確定した場合は、補欠登録者ではなくなるため、辞退及び再選択はできません。

## 六本木中学校の「英語科国際」について

六本木中学校では、「英語科国際」の授業（週1時間）を、「ネイティブ・コース」と「スタンダード・コース」に分けて実施しています。「ネイティブ・コース」は、外国籍をはじめ英語能力の高い生徒の活躍の場、英語能力をさらに伸ばす場として、外国人講師によるレベルの高い英語の授業を行っています。

※英語科国際…学習指導要領に定められた週4時間の英語に加え、港区立中学校が独自に週1時間行っている授業です。

## 六本木中学校の「日本語学級」について（通級）

六本木中学校では、「日本語学級」を設置しています。日本語学級では、日本語能力が十分でない帰国生徒や外国人生徒に対し、日本語や生活習慣の習得、教科学習の指導を行っています。生徒一人一人に合わせて時間割を設定し、原則2年間を上限に、在籍校から日本語学級に通級して指導を受けます。

入級にあたり、入学後に入級判定を行います。入級を希望する場合は、六本木中学校へお問い合わせください。

●問合せ先 六本木中学校 TEL3404-8500（日本語学級直通）

他校から通級する場合の時間割(例)

※時間は目安です

	月	火	水	木	金
1	①午前通級の場合 (8:45~10:35)		自宅より日本語学級に通級し、学習後在籍校へ戻ります		
2					
3					
4					
給 食					
5	②午後通級の場合 (13:30~15:20)		在籍校で給食終了後、日本語学級に通級し、学習後自宅へ帰ります		
6					

## 小中一貫教育校について

小中一貫教育は、住所地の通学区域外からの進学を補償、強制するものではありませんが、現在通学区域外から選択希望により小中一貫教育校の小学校に通学し、卒業予定の方について、そのまま小中一貫教育校の中学校を選択希望する方は、優先して受入れを行います。希望する場合には、必ず学校選択希望票に在籍小学校名を御記入ください。なお、小中一貫教育校以外の中学校を選択希望することもできます。また、小中一貫教育校以外の小学校から、小中一貫教育校の中学校を選択希望することも可能です。

●問合せ先 ・小中一貫教育校について 教育人事企画課 TEL3578-2760  
・手続きについて 学務課 学事係 TEL3578-2726~9

## 進学相談について

教育委員会では、障害のあるお子さんや発達に不安のあるお子さんの進学について、相談をお受けし、お子さん一人ひとりの状況に応じた教育環境や支援の内容について、保護者の方と一緒に考えていきます。お子さんの学校生活に不安のある保護者の方は、お早めにお問い合わせください。

●問合せ先 教育人事企画課 特別支援教育担当（教育センター内） TEL 5422-1543

## 2 入学までの間にお引越しの予定がある方へ

### 区内に転居する場合

**転居前の提出内容は無効となります**（抽選実施校を希望していた場合は、抽選結果についても無効となります）。転居先の通学区域の学校が指定校となり、新しい住所地に学校選択希望票をお送りします。なお、11月以降に区内転居される場合は、**指定校又は抽選実施校以外の選択希望可能校で受入れ可能数に達していない学校**の中からあらためて選択希望をしていただきます。

ただし、転居前と同じ通学区域内の区内転居の場合は、転居前の提出内容が引き継がれます（抽選実施校を希望していた場合は、抽選結果が引き継がれます）。転居前の提出内容を変更したい場合は、再度学校選択希望票を提出期限までに提出してください。

### 区外へ転出する場合

港区外へ転出する予定がある方は、お早めに学務課学事係へ御連絡をお願いします。また、転出先の住所地の学校へ入学することになりますので、転出先の区市町村教育委員会にもお問い合わせください。

## 3 お子様をインターナショナルスクールに通わせる場合の注意点

学校教育法第16条では、「保護者は子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。」と規定されております。日本国籍を有する子を義務教育の学校として認められていないインターナショナルスクールに就学させたとしても、就学義務を履行したことにはなりません。**なお、公立学校に学籍のみを置いて、登校の実績なくインターナショナルスクールに通う場合も同様です。**

### <問合せ先>

港区教育委員会事務局学校教育部

○区役所本庁舎（住所 港区芝公園1-5-25）

・学校選択希望制について 学務課 学事係

TEL 3578-2726~9

・小中一貫教育校について 教育人事企画課

TEL 3578-2760

○教育センター（住所 港区虎ノ門3-6-9）

・進学相談について 教育人事企画課 特別支援教育担当 TEL 5422-1543